

介護給付費負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

2 事業の概要

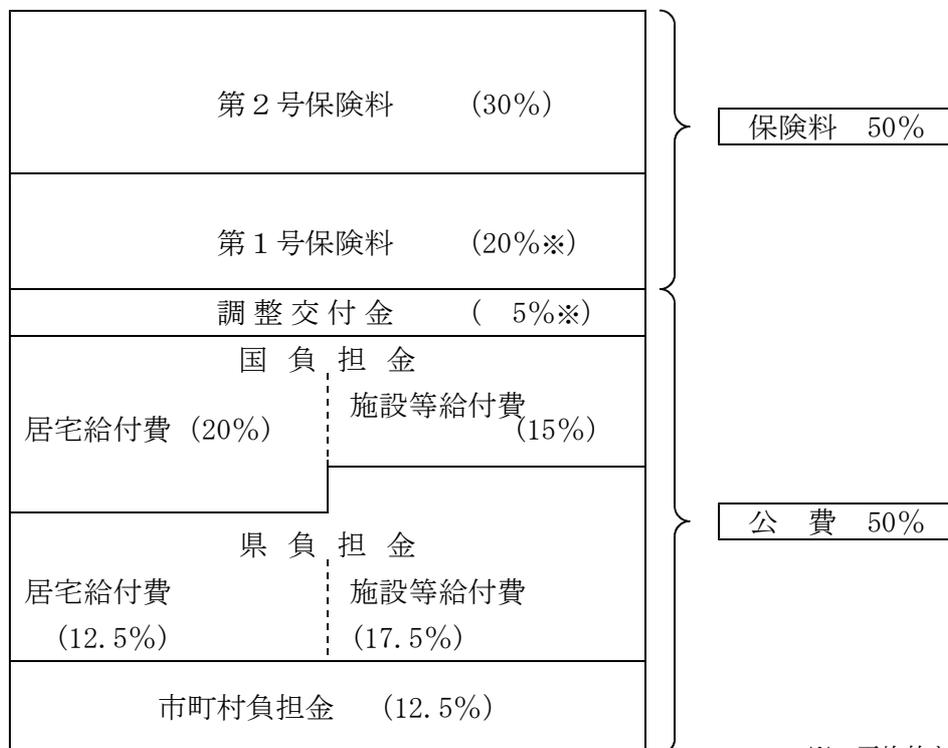
(1) 県負担額算定のルール

介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。

公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。

被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が20%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が30%となっている。

介護給付費負担構成図



※ 平均的な負担割合

(2) 介護保険制度の県負担額の推計（平成22年度）

- ・ 県全体の標準給付費額（介護・予防給付） 62,956,334,941円
- ・ 県負担金の額

62,956,334,941円 × 県負担割合（※） = 9,290,320千円

※ 県負担割合（施設等給付費分 17.5%
居宅給付費分 12.5%）

3 平成22年度予算額

9,290,320千円

（担当課 高齢者福祉課）